

消費税増に伴う保険適用外の料金改定について

消費税法の改正に基づき、2019（令和元）年10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられることになりました。

これに伴い、当センターにおける保険適用外の料金についても2019（令和元）年10月から消費税率10%として改定させていただきます。

ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

※ 保険診療におきましては、2019年（令和元）10月の消費税対応の診療報酬改定により変更となる場合があります。

令和元年10月から 医療費が変わります。

今回の消費税率の引き上げに伴い、
一部の診療報酬が改定されます。

- ・ 医療（社会保険診療）は非課税とされていますが、医療機関等が社会保険診療を行うための医薬品や設備などの仕入れに掛かる消費税は、厚生労働省が定める診療報酬や薬価等に反映されています。
- ・ 令和元年10月1日から消費税が10%になったことに伴い、初診料、再診料など一部の診療報酬が引き上げられ、医療機関の窓口でお支払いいただく料金も変わります。

ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

※ 詳しくは厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp>）をご覧ください。

令和元年8月

